

阪井カルフル・ド・ルポ 看護小規模多機能

令和7年11月1日～

1. 基本・加算料金(看護多機能小規模登録分)

要介護度（外部登録者）	同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合			
	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数
要介護1	12,447	24,894	37,341	1月につき
要介護2	17,415	34,830	52,245	
要介護3	24,481	48,962	73,443	
要介護4	27,766	55,532	83,298	
要介護5	31,408	62,816	94,224	

要介護度（内部登録者）	同一建物に居住する者に対して行う場合			
	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数
要介護1	11,214	22,428	33,642	1月につき
要介護2	15,691	31,382	47,073	
要介護3	22,057	44,114	66,171	
要介護4	25,017	50,034	75,051	
要介護5	28,298	56,596	84,894	

加算		1割負担	2割負担	3割負担	算定回数
全員対象	初期加算	30	60	90	1日につき
	サービス提供体制加算(Ⅱ)	640	1,280	1,920	1月につき
	看護体制強化加算Ⅰ	3,000	6,000	9,000	
	看護体制強化加算Ⅱ	2,500	5,000	7,500	
	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	2,400	3,600	
	科学的介護推進体制加算	40	80	120	
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	20	30	
	排せつ支援加算(Ⅰ)	10	20	30	
	排せつ支援加算(Ⅱ)	15	30	45	
	排せつ支援加算(Ⅲ)	20	40	60	
	処遇改善加算Ⅰ	総単位数×14.9%			
個別対象	緊急時対応加算	774	1,548	2,322	1回のみ
	特別管理加算(Ⅰ)	500	1,000	1,500	
	特別管理加算(Ⅱ)	250	500	750	
	認知症加算(Ⅰ)	920	1,840	2,760	
	認知症加算(Ⅳ)	460	920	1,380	
	退院時共同指導加算	600	1,200	1,800	1月につき
	ターミナルケア加算	2,500	5,000	7,500	
	若年性認知症利用者受入加算	800	1,600	2,400	
中山間地域等へのサービス提供加算	所定単位数の5%				

2. 基本・加算料金(短期利用分)

要介護度（短期利用者）	短期利用居宅介護費(7日間まで)			
	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数
要介護1	571	1,142	1,713	1日につき
要介護2	638	1,276	1,914	
要介護3	706	1,412	2,118	
要介護4	773	1,546	2,319	
要介護5	839	1,678	2,517	

加算		1割負担	2割負担	3割負担	算定回数
全員対象	サービス提供体制加算(Ⅱ)	21	42	63	1日につき
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	20	30	1月につき
	処遇改善加算Ⅰ	総単位数×14.9%			

阪井カルフル・ド・ルポ 看護小規模多機能

3. 減算料金

要介護度	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合			
	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数
要介護1～3	925	1,850	2,775	1月につき
要介護4	1,850	3,700	5,550	
要介護5	2,914	5,828	8,742	

主治医が、末期の悪性腫瘍その他、表1別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には減算を行う

要介護度	特別の指示により頻回の医療保険の訪問看護が行われる場合			
	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数
要介護1～3	30	60	90	1日につき
要介護4	60	120	180	
要介護5	95	190	285	

急性増悪により主治医から特別訪問看護指示書が出された場合、その期間(最大2週間)は医療保険の適用となる

4. 介護保険外

食費	1,700円	朝食 340円 昼食 680円 夕食 680円
おやつ	100円	
居住費	2,000円/日	
洗濯機使用料	4,000円/月	
洗濯	400円/回	
理美容料金	2,200円	予約制のため、あらかじめ申し込みが必要
テープタイプ型おむつ	60～100円/枚	
はくタイプ型おむつ	60～80円/枚	
尿とりパッド	30～40円/枚	
吸引用カテーテル	100円/本	
カテーテルチップ	110円/本	
ガーゼ又は処置用品		状況に応じての相当額
複写物の交付		コピー代:B5～A3サイズ 1枚10円

5. 介護保険外(外部短期利用時のサービス)

※希望のサービスに○

テレビ貸し出し	350円/日		
冷蔵庫(シェア)	200円/日		
洗濯機使用料	4,000円/月		
洗濯	400円/回		
薬の管理	200円/日		

厚生労働大臣が定める状態

①特別管理加算Ⅰ	☐ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ☐ 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
②特別管理加算Ⅱ	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理 ☐ 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ☐ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ☐ 真皮を越える褥瘡の状態 ☐ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

阪井カルフル・ド・ルポ 看護小規模多機能

初期加算

看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について算定する
30日を超える入院後に利用を再開した場合も同じ

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

すべての従業者に対して研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部研修を含む)を実施または実施を予定していること
利用者に関する情報、もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達、または事業所における従業者の技術指導を
目的とした会議を定期的開催すること
通所介護費等算定方法に規定する基準のいずれにも該当しないこと
看護師、准看護師、保健師を除いた従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること

看護体制強化加算Ⅰ

1.算定日が属する月の3か月間において、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の割合が80%以上であること
2.算定日が属する月の3か月間において、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上であること
3.算定日が属する月の3か月間において、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上であること
4.算定する月の前12か月間においてターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること
5.登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届け出がなされていること

看護体制強化加算Ⅱ

看護体制強化加算Ⅰの1～3に適合すること

総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているおり、サービスの質を継続的に管理した場合

科学的介護推進体制加算

ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症状況等の基本的情報を厚生労働省に提出し、適切なサービス提供に活用する場合

生産性向上推進体制加算Ⅱ

利用者の安全並び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会を開催し改善活動を継続に
行うこと
見守り機器等を1つ以上導入し、1年に1回厚生労働省に業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと

排せつ支援加算(Ⅰ)

排せつに介護を要する利用者ごとに、医師と連携した看護師が評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、
その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施当たって当該情報等を活用していること
評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて多職種が共同し、排泄に
介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、計画に基づく支援を継続して実施すること

排せつ支援加算(Ⅱ)

排せつ支援加算(Ⅰ)に加え要介護状態の軽減が見込まれる者について、利用開始時と比較して、排尿・排便の状態の
少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないまたは、おむつ使用ありから使用なしに改善していること

排せつ支援加算(Ⅲ)

排せつ支援加算(Ⅰ)に加え要介護状態の軽減が見込まれる者について、利用開始時と比較して、排尿・排便の状態の
少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること

処遇改善加算Ⅰ

厚生労働大臣が定める基準に適合しており、介護職員の賃金改善を実施している場合

緊急時対応加算

24時間電話対応等により常時対応できる体制であって、訪問看護を実施し、必要に応じて宿泊できる体制

特別管理加算(Ⅰ)

別に厚生労働大臣が定める状態①に該当する状態にあるものに対してサービスを行う場合

特別管理加算(Ⅱ)

別に厚生労働大臣が定める状態②に該当する状態にあるものに対してサービスを行う場合

認知症加算(Ⅰ)

認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
認知症介護指導者研修修了相当者を配置していること
事業所全体に認知症ケアの指導を実施し、認知症ケアに関する研修を実施していること

認知症加算(Ⅳ)

要介護2で認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅡに該当する者に対して、ケアを実施した場合

阪井カルフル・ド・ルポ 看護小規模多機能

退院時共同指導加算

病院・診療所又は老人保健施設に入院中若しくは入所中の者が、通院又は退所するに当たり当事業所の看護師が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は通院後に対する初回の訪問看護サービスを行った場合

ターミナル加算

在宅または看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡された利用者に対して、基準に適合している事業所が、その死亡日および死亡日前14日以内に2日（別に厚生労働大臣が定める疾病①および急性憎悪等の場合は1日）以上ターミナルケアを行った場合

若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること

中山間地域等へのサービス提供加算

海南市以外の地域からご利用の場合、基本料金に所定単位数の5%加算